

第1条 (レンタル契約の定義)

1. 本レンタル約款は、「『ボイスエイド』 デモ用iPad レンタル申込書」(以下申込書という)に基づき、お客様と、株式会社アルカディア(以下当社という)とのレンタル契約について適用されます。
2. 当社はおお客様に対し、申込書の記載に基づき、本機を貸与し、お客様はこれを借り受けるものとします。
3. お客様は、本機を『ボイスエイド』のデモ利用目的でのみ使用するものとし、使用上、善良な管理者の注意義務を負うものとします。
4. お客様は、レンタル料を、本機発送同梱の請求書よお客様のご請求に基づき、返却予定日までに支払うものとします。
5. お客様は、本機を申込書記載の返却予定日までに、当社に返却するものとし、返却時の送料を負担するものとします。

第2条(禁止行為)

1. お客様は、本機を分解、改造すること及び、本機へのアプリのダウンロード、ジェイルブレイク等を含む、『ボイスエイド』のデモ利用目的以外には利用することはできません。
2. お客様は、本機を第三者に譲渡、担保差入、処分することはできません。
3. お客様の事前の承諾を得ることなく、本機を第三者に転貸し、もしくは使用させることはできません。

第3条 (通知・報告)

お客様は、当社に対し、次の事由が生じた場合は速やかに、その内容を申し入れるものとします。

- (1)住所・連絡先等に変更が生じた場合
- (2)本機が滅失・毀損した場合

第4条 (危険負担)

1. 申込書記載のレンタル期間中において、本機が滅失（修理不能、所有権の侵害を含む 以下同じ）・毀損した場合には、当社の責めに帰すべき場合を除き、その滅失・毀損はお客様の負担とし、当社に本機相当額もしくは本機修理費用を当社のご請求に基づき支払うものとします。
2. 前項に定めるものの他、本機が滅失・毀損した場合には、お客様の責めに帰すべき場合を除き、その滅失・既存は当社が負担するものとします。

第5条 (瑕疵担保責任)

1. お客様は、本機が引渡し時より本契約内容に予定する機能を有しない場合、当社に対し本機同等機への取替えを請求できるものとします。
2. 本機引渡し後、正常に作動しなくなった場合には、第4条の定めに従います。

第6条 (損害賠償)

1. 本機が返却予定日までに返還されない場合は、当社はおお客様のご請求に基づき、本機返還に至る日まで延滞金を支払うものとします。
2. お客様及び当社は、その相手方が本約款に違反し、損害を与えた場合には、損害賠償を請求することができるものとします。

第7条 (契約の終了)

1. レンタル期間中に以下の事由が生じた場合は、この契約は当該事由の発生時に終了するものとします。
 - (1)利用者が死亡するなど申込内容の継続に著しい困難が生じた場合
 - (2)レンタル期間中に本件レンタル物件が滅失したとき
2. お客様及び当社は、その相手方が本約款に違反が生じた場合は、催告なくこの契約を解除することができるものとします。
3. 本条の規定は、損害賠償の行使を妨げるものではありません。
4. お客様は、レンタル期間終了もしくは契約解除、その他の理由により本契約が終了したときは、本機を直ちに当社に返却するものとします。

第8条 (個人情報の取り扱い)

申込書記載内容は、当社が下記の目的で収集・利用するものとし、当社がその範囲を超えて利用することはありません。

- (1)いただいた情報の内容確認のためのご連絡
- (2)申込手続きについてのご連絡
- (3)申込についてのお問い合わせに対するご回答
- (4)その他本機ご利用に関する事務連絡

第9条 (管轄)

本契約に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上。